

特殊法人労連主催シンポジウムのお知らせ

未来に生きる復興を！

原発事故の検証 / いま必要な公的支援

東日本大震災の3月11日以降、“時間が止まったような”日本。

一日も早い復興をだれもが望んでいますが、福島第一原発の事故の収束はいまだ予測できません。地震と津波による広範囲な激甚被害の前にいまも13万人を超える人々が避難所生活を続け、自宅に戻った人々も復旧していないライフラインの中で困難な生活を強いられています。家族を、家を、仕事を失った人々に、いまこそ生きる希望をつなぐ公的支援や人間同士のつながりが必要です。

未来を考えるには、福島原発事故の状況と今後の問題を抜きに真の復興は考えられません。シンポの中心を原発事故問題とし、東京電力や原発を推進してきた国の責任も問いつつ、原子力の研究者の講演や原研労の報告を第一部とします。第二部は阪神淡路大震災を超える被害の中で公的支援を進めるために何が必要か、を考えることにしました。復興問題について現場サイドからの意見を述べたいと思います。皆さまのご参加をお願いいたします。

と き 5月28日(土) 13時30分~16時40分

ところ 日本教育会館8階第三会議室(千代田区一ツ橋2-6-2/地下鉄「神保町」下車)

内容 講演 「福島原発事故 何が起こったか」
館野 淳 氏(元中央大学教授、元原研労委員長、専門は原子力工学)
原研労の発言
復興と公的事業について

主催 特殊法人労連 (03-5212-4180)

参加を希望する方は、組合事務所までご連絡下さい。

6月期一時金の要求書を、5月17日に機構へ提出しました。
詳細は裏面を参照して下さい。

給与振込口座の原則 1 口座化に関して

労金のネットバンク、ローン利用者は確認を！

5月1日から給与振込口座の数を原則1口座とする制度が始まりました。今まで労金口座に給与振込をしていた方には、ネットバンクの振込手数料のキャッシュバック、ローン金利の1.2%優遇(現時点での金利)という特典がありました。今後もその特典を継続して利用するためには、労金に給与振込を続ける必要があります。原則1口座ですが、振込手数料が発生しない金融機関()に定額振込を行い、労金に給与振込という方法にすれば2口座の使用ができますので確認してください。詳しくは人事部給与課にお問い合わせ下さい。説明に納得できないような場合は労組にご相談下さい。

例として茨城地区:常陽銀行、高崎:群馬銀行、関西:三井住友銀行、青森:全ての金融機関

政府が、国家公務員賃金の1割カットを提案

~~ 5月13日、片山総務大臣が国公労連等との交渉で ~~

内容は、今後、約3年間にわたって、俸給・ボーナスの1割をカットするというものです。大臣交渉には、国公労連をはじめ、自治労連、全教の代表も参加、東日本大震災の被災地で日夜奮闘する国・地方の公務員の努力もふみにじる道理のない大幅な賃下げ提案に対して、一致して怒りの声をぶつけました。

独立行政法人職員の賃金も、国家公務員の賃金改定に準拠させられ切り下げの連続です。今回提案の1割カットも大きな影響を受けます。断固反対の声をあげていきましょう。

今後の予定 (関係者は準備をお願いします。)

東海地区分会長会議

日時:5月26日(木)12:30~ 及び 18:00~

5月27日(金)12:30~

場所:原科研・原研労組事務所

内容:次期役員推薦に向けて

中央委員会

日時:6月1日(水)18:30~

場所:原科研・原研労組事務所

議題:6月期一時金について、承認事項、活動報告、その他

62 原研労中 1-72 号
2011 年 5 月 17 日

日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

日本原子力研究開発機構労働組合
中央執行委員長 岩井 孝

2011 年 6 月一時金について（要求書）

標記について下記のとおり要求する。6 月 3 日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

記

- 我々独立行政法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。2011 年 3 月 10 日付け 62 原研労中 1-60 号で要求した趣旨に沿って、貴職が政府・財務省などの干渉を排し、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考える責任のある立場に立ち支給原資枠の拡大に努力し、自主性を発揮した回答を行うよう要求する。
- 統合及び独立行政法人化を機に、労働条件を承継するという国会決議を無視し、様々な労働条件の切り下げが行われてきたが、これに追い打ちをかけるように給与構造の見直しによる賃金の切り下げや 3 年連続の一時金の切り下げなどが行われてきた。本年度の一時金の回答にあたっては、こうした流れを断ち切り、原資枠の拡大と前進ある回答を行うよう重ねて要求する。
- 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給するよう強く要求する。加えて、7 級、8 級、9 級を含む全職員の一時的金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、常勤職員および臨時職員については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、大幅な増額を強く要求する。
- 支給式を以下のとおり要求する。

職員、嘱託職員、常勤職員：本給額×3.2+6,000F+60,000

臨時職員：{(賃金日額+1,635)×20+6,000N}×3.2+6,000F+60,000

ただし、F：家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

N：勤続年数

- 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

(1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20 日以上、30 日未満	1.00
30 日以上、50 日未満	0.97
50 日以上、70 日未満	0.93
70 日以上、90 日未満	0.89
90 日以上	0.85

(2) 中途採用者および、退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
12 月 1 日以前の採用者		1.00
12 月 2 日～1 月 1 日の採用者	5 月中の退職者	0.95
1 月 2 日～2 月 1 日の採用者	4 月中の退職者	0.87
2 月 2 日～3 月 1 日の採用者	3 月中の退職者	0.79
3 月 2 日～4 月 1 日の採用者	2 月中の退職者	0.70
4 月 2 日～5 月 1 日の採用者	1 月中の退職者	0.55
5 月 2 日～6 月 1 日の採用者	12 月中の退職者	0.40

(3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

- 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

- 6 月一時金の支給対象在職期間は、2010 年 12 月 2 日から 2011 年 6 月 1 日とすること。
- 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の 2 分の 1 を勤務しているものとして支給すること。
- 6 月一時金の期間率は、育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120 日未満	0.90
120 日以上、150 日未満	0.94
150 日以上、164 日未満	0.98
164 日以上	1.00

- 一時金の支払日は、6 月 17 日とすること。

以上